

石垣市工業団地整備基本構想作成業務委託仕様書

1. 業務委託名

石垣市工業団地整備基本構想作成業務

2. 目的

石垣市では、令和 6 年度に市内事業者を対象として意向調査を実施し、本市製造業等に関する実態や課題、今後の方向性について把握した。一方で本市の抱える社会経済的な課題を踏まえた中で、今後の石垣市を支える経済基盤についても検討していく必要がある。

以上より、本業務では産業振興のための都市基盤（工業団地）について、その需要状況も含めて検討することを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4. 委託費上限額

11,968 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

（1）前提条件の整理

本市における工業団地の整備に向けて、本市の上位関連計画や産業特性等の前提条件を整理する。

（2）市所有地の整理

工業団地整備の候補地抽出にあたって、その前提として市所有地を整理する。

（3）工業団地候補地の抽出

前提条件の整理、及び（4）企業立地ニーズを踏まえ、工業団地候補地の条件を設定し、候補地を設定する。

（4）企業立地のニーズ調査（市外企業）

本市の工業団地整備に関する需要や課題等を把握するため、ニーズ調査を行う。調査する企業の抽出、アンケート調査を行う。（市外企業、1,000 社程度）

（5）工業団地整備の方向性の整理

以上までの整理から、工業団地整備に関する需要と供給方法について検討する。

（6）整備候補地の抽出

想定する対象企業の業種や規模、また供給方法に応じた整備候補地を抽出する。

（7）実現化に向けた課題の整理

工業団地の整備に向けたスケジュールや今後の課題等の検討を行う。

(8) 打合せ協議 (5 回程度)

6. 業務スケジュール及び実施体制等

(1) 業務スケジュール等

受託者は、契約締結後、業務の実施にかかるスケジュール等に関する下記の書類を作成し、本市に提出すること。

- ・ 着手届
- ・ 管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
- ・ 工程表
- ・ 業務計画書

(2) 実施体制

本業務の実施にあたっては、本市の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな技術者を定め、適切な人員を配置して高度な技術を発揮するよう努力するとともに、担当職員と常に密接な連絡をとり業務遂行を図るものとする。

7. 技術者要件

受託者は、本業務における管理技術者、担当技術者及び照査技術者を定め、石垣市に届け出るものとする。管理技術者は、技術士登録の総合技術管理部門（都市計画及び地方計画）又は建設部門（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有し、かつ、農業振興地域での候補地検討等のうち関連の法規制にも精通していることが必要なことから技術士登録の農業部門（農業土木）の資格を有するものとする。

※管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれを兼ねることはできない。

8. 品質管理

受託者は、ISO9001 に準拠した品質管理システムのもとに、業務を遂行しなければならない。また契約締結前に品質管理マネジメントシステムの認証を証明する書類の写しを提出し、石垣市の了承を得るものとする。

9. 行政情報流出防止計画

本業務において取り扱う各種資料や各種データには、石垣市における多数の重要事項が含まれているため、受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩等の事故のないように慎重に取り扱い管理運用を行うものとし、作業終了後、速やかにこれを返還するものとする。また、受託者は情報の保護及び品質管理の観点から、次の公的資格を企業として取得していなければならないものとする。

- ・ ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・ JISQ15001（プライバシーマーク）

10. 貸与資料

本業務の実施にあたり、業務に必要となる資料について、石垣市は受託者に貸与するものとする。
なお、貸与した資料は、受託者の責任において管理し、取扱いは十分注意するものとし、業務完了後速やかに返却するものとする。

11. 納品

本業務の作業が終了した場合は、下記の書類を提出するものとする。

（１）成果品

- ・ 業務報告書 2 部
- ・ 工業団地整備基本構想 20 部
- ・ 工業団地整備基本構想（概要版） 100 部
- ・ 上記電子データ
- ・ その他必要と思われる書類一式

（２）その他

- ・ 業務完成届
- ・ 請求書

12. 成果品検査

受託者は、本業務を完了したとき、業務完了報告書、成果品納品書とともに、成果品を石垣市に提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受けなければならない。成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、受託者の責任と費用負担によって速やかに成果品の訂正、補足をしなければならない。

13. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て石垣市に帰属するものとし、石垣市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。また、業務上知り得た諸事項について、第三者に漏らしてはならない。

14. その他

- （１）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、市と受託者が協議の上で定めるものとする。
- （２）本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。